

国 技 建 管 第 3 号
国 技 建 調 第 2 号
令和 8 年 7 月 2 9 日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
各地方整備局 企画部 技術開発調整官 殿
北海道開発局 事業振興部 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術企画官 殿
国土技術政策総合研究所 企画部 インフラ情報高度利用技術研究官 殿
国土地理院 企画部 技術管理課長 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
建設技術調整室長
事業評価・保全企画官
(公印省略)

建設コンサルタント業務等における生成 AI 利活用等について（依頼）

昨今の技術革新に見られる生成 AI の活用は、日常業務や設計業務等においても受発注者双方の業務効率を飛躍的に高める可能性を有しており、今後の積極的な利活用が求められている。

機密性の高い行政情報や個人情報の不適切な外部送信、特にクラウド型 AI サービスへの無秩序な入力や情報セキュリティ上の懸念となり得、情報漏えいリスクにも十分な留意が必要である。

また、将来的な生成 AI 等による知識活用、高度な情報検索及び分析等を見据え、成果物についても構造化や機械可読性の向上を図ることが重要となっている。

については、生成 AI の適切な利活用及び生成 AI 等による活用を見据えた成果物作成に関する取り扱いを定めたので、内容を理解の上、遺漏なきよう実施されたい。

記

1. 内容

(1) 対象業務

建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める、測量、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く）の他、発注者が必要と認める業務）

(2) 実施内容

1) 情報漏洩リスクへの対応

生成 AI を用いた成果等のとりまとめを行う業務において、受注者に生成 AI 利活用計画書（ひな型）（以下、「AI 計画書」）を電子データで提示し、必要事項をもれなく記入し提出するよう指示すること。

また、業務計画書の提出時に速やかに AI 計画書を発注者に提出するように依頼するとともに、受注者から受け取った AI 計画書に誤記等がないか発注者において「発注者確認チェックリスト」等を用いて確認すること。

当面の間、各地方整備局等で受注者より受領した業務計画書及び AI 計画書を本省技術調査課（宛先、期限等は以下参照）まで提出すること。なお、AI 計画書を作成しない業務の場合は提出不要とする。

2) 機械可読性の向上

生成 AI 等による利活用を見据え、受注者に対し、成果物の構造化及び機械可読性向上に配慮した成果のとりまとめを求めること。

(3) 適用

通知日以降に発注する業務のほか、発注手続き中の業務や契約済業務についても、通知日以降、対応可能な業務から適用する

2. 特記仕様書の記載例

(1) 実施内容の指示

発注者は、特記仕様書において当該事項を明示すること。

なお、生成 AI を用いた成果等のとりまとめを行わず、受注者側での一般的な調査等（法令や基準、文献の検索補助、検討資料のたたき台 等）での生成 AI の利用に留まる場合には従来どおり業務計画書に行政情報流出防止対策の強化に関する事項等を記載することで「生成 AI 利活用計画書」の作成指示は不要であるが、履行中に必要が生じた場合には速やかに受注者へ依頼すること。

【特記仕様書記載例】

第〇条 本業務での生成 AI の取り扱い

本業務において生成 AI を用いた成果等を取りまとめる場合には、利用範囲を受発注者の協議において定めること。定めた利用範囲等については別添「生成 AI 利活用計画書」に受注者が記載し、調査職員に提出すること。

なお、生成 AI を用いた成果等とは、報告書・設計成果に直接影響するものとし、次のものを想定している。

例：報告書本文の生成（要約・文章生成）、設計条件の整理・記述生成、発注者への提出書類 等

第〇条 生成 AI 利活用における情報漏洩リスク対策への留意事項

受注者は業務計画書作成にあたり、生成 AI を業務の履行に際して利活用する場合には行政情報流出防止対策の強化に関する事項に「生成 AI を利活用するこ

とによるリスク対策等」を明示する。

第〇条 生成 AI を用いた成果物の留意事項

受注者は、生成 AI を用いた成果物が契約書第 8 条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成 AI を用いて作成した成果又は生成 AI が成果内容の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果物に明示することとする。特に画像等で生成 AI を利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

第〇条 機械可読性に配慮した成果物の作成

受注者は、成果とりまとめにあたり、生成 AI 等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。具体的には、以下の対応を含むものとする。

- (1) 報告書本体において、構造化された見出し体系や明確な章立ての検討
 - (2) 図表への適切なキャプションやテキストの付与
 - (3) 報告書の要旨、目次、結論等の主要部分について、マークダウン形式等の機械可読性の高い形式での概要資料の作成
 - (4) データや図表について、可能な範囲で元データ (CSV、JSON 等) の提供
- なお、業務の特性等により上記の対応が困難な場合は別途協議すること。

3. 依頼内容

(1) 提出様式

以下を電子データ (PDF 形式) で提出すること。

- ・業務計画書
- ・AI 計画書

(2) 提出期限

令和 9 年 1 月末

※提出時点の最終版を提供するものとし、提出期限以降に業務計画書及び AI 計画書を受領または修正が生じた場合は適宜連絡の上、令和 9 年 6 月末までに当該業務の業務計画書及び AI 計画書を提出するものとする。

4. 提出先

大臣官房 技術調査課 菊池
(マイクロ 80-22356 mail: kikuchi-h82aj@mlit.go.jp)

5. 問い合わせ先

業務計画書、特記仕様書等に関する事項

大臣官房 技術調査課 柴田、菊池
(マイクロ 80-22333、22356 mail: kikuchi-h82aj@mlit.go.jp)

生成 AI に関する事項

大臣官房 参事官 (イノベーション) 西上、藤井、奥村
(マイクロ 80-22339、22326 mail: fujii-s87cd@mlit.go.jp)